

## 横浜銀行 WAON 加盟店規約

### 第1条(WAON 加盟店)

- 1.株式会社横浜銀行(以下「当行」という)と横浜銀行クレジットカード等加盟店規約若しくは加盟店契約(以下、加盟店規約又は加盟店契約およびこれに基づき締結される覚書等をまとめて「原契約」という)を締結している法人又は個人のうち、本規約を承認のうえ WAON 電子マネーを用いた決済サービス(以下「電子マネー取引」という)の取扱を申込み、当行が承認した法人又は個人を WAON 加盟店(以下「加盟店」という)といいます。原契約が終了した場合、本契約も終了するものとします。なお、電子マネー取引の取扱には、本規約が適用されるとともに、本規約の定めに従い原契約が適用又は準用されるものとします。
- 2.本規約については、当行提携先カード会社(将来提携するカード会社含む)の各カード会社加盟店規約に準ずることとします。

### 第2条(用語の定義)

本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次のとおりとします。

- (1)WAON WAON 利用約款に基づき WAON 発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、WAON 利用約款に基づき利用者が加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの
- (2)WAON カード等 WAON を記憶することができるカード又は携帯電話端末その他の電子機器
- (3)WAON サービス 利用者が加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において WAON 利用約款に従って WAON を利用した場合に、利用された WAON 相当額について WAON 発行者が加盟店に対して代金の支払を行うサービス
- (4)WAON 利用約款 利用者が WAON を利用する際に適用される約款及びこれに付随する特約の総称
- (5)WAON システム 次の手順によって完結する決済システム及びそれを実現させるために必要なシステムの総称
  - ①カード等発行者が利用者に WAON カード等を発行し、利用者は、WAON 利用約款に従って所定の方法により WAON 発行者に対価を支払って、WAON カード等に WAON 金額を加算する。
  - ②加盟店は、利用者から WAON による商品等の購入又は役務提供の申込があった場合には、WAON と商品等を交換し、又は役務提供の対価として WAON を受領する。
  - ③WAON 発行者は、加盟店から WAON の利用情報を取得した場合は、本規約に基づき、当該利用情報に基づき利用された WAON に相当する金額を加盟店に対して支払う。
- (6)WAON マーク WAON カード等、加盟店、WAON 端末等、WAON サービスに係るものであるものに使用される商標
- (7)利用者 WAON の保有者であって、WAON 利用約款に基づき WAON を利用する方
- (8)WAON ブランドオーナー WAON を管理及び運営する主体としてのイオン株式会社
- (9)WAON 発行者 WAON ブランドオーナーの許諾を受けることにより WAON を発行する事業者
- (10)カード等発行者 WAON ブランドオーナーの許諾を受けることにより WAON カード等を発行する事

【2019年6月】

業者

- (11)加盟店管理者 WAON ブランドオーナーの許諾を受けることにより加盟店を開拓及び管理するとともに、WAON 利用加盟店契約に基づき加盟店に対して WAON 利用代金の支払を行う事業者。本規定においては当行を指すものとする。
- (12)WAON 端末 WAON の利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末
- (13)WAON 取引 利用者が加盟店との間における商品の購入、役務の提供その他の取引において、WAON 利用約款に従って、金銭等に換えて WAON を加盟店の WAON 端末に移転して代金を支払う取引
- (14)WAON 取引金額 1 回の WAON 取引によって加盟店が利用者から商品等の代金として受領した WAON を現金に換算した金額(なお、1WAON=1 円とする。)
- (15)WAON ポイント WAON 発行者が発行し、WAON の利用に付随して WAON 発行者から利用者へ付与される電子情報であって、WAON 発行者所定の約款に基づき利用者が WAON に交換すること及び WAON 発行者所定のサービスを受けることができるもの
- (16)ポイントチャージ WAON 発行者所定の約款に基づき利用者が WAON ポイントを WAON に交換すること

### 第 3 条(確認事項)

- 1.加盟店は、WAONシステムの健全な運営を図り、WAON取引が円滑に運用されるようWAONブランドオーナー及び当行に協力するものとし、WAONブランドに対する信用を損なわないように留意するものとし、
- 2.加盟店は、WAONシステム及びWAON取引の運用にあたり関連法令及び関係省庁等による告知・通達・ガイドライン等並びに本規約を遵守するものとし、本規約に基づく業務上の秘密を守り、又、WAONブランドオーナー及び当行の信用・名誉を毀損することのないよう努めるものとし、
- 3.加盟店は、利用者がWAON利用約款に基づきWAONを利用していることを認識のうえ、本規約に従ってWAONを取扱うものとし、
- 4.加盟店は、WAON 端末その他 WAON の管理等に関する電子機器の改良、複製、改変、解析等を行なってはならず、又、これに加担してはならないものとし、
- 5.加盟店は、WAON に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の権利若しくはこれらの権利に基づく実施権等の権利又は技術上又は営業上のノウハウ(WAON サービスの提供にあたってブランドオーナーが確立した事業スキーム並びに WAON システムの開発及び WAON 流通促進に関する事業戦略等を含むがこれらに限られない。以下、これらを「WAON ブランド」と総称する。)は当行を含む他の事業者が権利を有する場合を除き WAON ブランドオーナーに帰属することを確認します。
- 6.加盟店は本規約に違反して WAON ブランドを利用してはならず、WAON ブランドオーナーの承諾がない限り、第三者に対し、WAON ブランドの利用を許諾してはならないものとし、
- 7.加盟店が WAON システムを利用して販売又は提供することのできる物品、サービス等は加盟店が取扱うすべてのものとし、但し、加盟店と当行又は WAON ブランドオーナーが合意のうえ、

【2019年6月】

WAON システムを利用して、販売又は提供することができないものを個別に指定することができるものとします。

8.加盟店がWAONシステムを利用して販売又は提供した商品等に関する利用者との間での商品等の瑕疵、数量不足その他の紛争、又は商品等に関するその他のクレーム又はアフターサービスについては、加盟店が自己の責任と費用をもって速やかに対処し、当行及び WAON ブランドオーナー、WAON 発行者に損害を及ぼさないものとします。又、当行に係る費用を WAON ブランドオーナー若しくはカード等発行者、又は利用者に支払った場合には、加盟店は当行に直ちに当該費用相当額を補填するものとします。

9.加盟店による業務の遂行に関して第三者の知的財産権等その他の権利を侵害し、又は侵害している可能性があるとして WAON ブランドオーナー又は当行と第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、加盟店は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって当該紛争等処理、解決するものとし、WAON ブランドオーナー又は当行を免責せしめるものとします。但し、WAON ブランドオーナー又は当行の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではありません。

10.加盟店が本規約を遵守しなかったことに起因して当行に損害が発生した場合(当行が WAON ブランドオーナー又は WAON 発行者に損害賠償を行った場合を含みます)には、加盟店は当行に発生した一切の費用(直接であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含む)を負担するものとし、加盟店は当行の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。

#### 第4条(取扱店舗)

- 1.加盟店は、WAON 取引を行う店舗又は施設を指定のうえ、あらかじめ当行に届出し、承認を得るものとします。
- 2.加盟店は、WAON マークを店舗内外の見やすいところに掲示又は表示するものとします。
- 3.加盟店は、第1項の届出事項に変更があった場合には、速やかに当行所定の方式で当行に届け出るものとします。

#### 第5条(WAON 端末)

- 1.当行は、別段の合意がない限り、加盟店にWAON端末を貸与し、利用を許諾するものとします。
- 2.加盟店は、別段の合意がない限り、当行より使用の許諾を受けた WAON 端末を、WAON 取引若しくはポイントチャージに用いる目的又は原契約に定める信用販売に用いる目的にのみ利用することができるものとします。
- 3.加盟店は、WAON 端末に関し、WAON端末と当行が管理するシステムとの間で電子情報の送受信が可能となるよう維持管理に努めるものとします。
- 4.加盟店は WAON 取引若しくはポイントチャージにおいて使用する WAON 端末を含む WAON ブランドオーナーが指定する機器及びソフトウェアの使用にあたっては、WAON ブランドオーナーが定めた事務処理手順や機器類の使用方法に従うものとします。又、当行より使用方法等の変更及び改善の指示があった場合についても、加盟店はその指示に従うものとします。
- 5.加盟店は、本契約が終了したときは、WAON 端末の使用を直ちに止め、当行の指示に従うものとします。

## 第6条(WAON取引)

- 1.加盟店は、利用者からWAONカード等の提示によりWAON取引を求められた場合、本契約及びWAON利用約款に従い、正当かつ適法にWAON取扱店舗においてWAON取引を行うものとし、また、WAON端末に当該WAONカード等が無効である旨の表示がされた場合は、WAON取引を行わないものとし、また、
- 2.WAON取引においては、利用者のWAONカード等からWAON端末に、商品等の代金額に相当するWAONの移転が完了したときに、利用者の加盟店に対する代金債務が消滅するものとし、また、
- 3.加盟店は、WAON取引を行うにあたっては、WAON端末若しくはWAON端末を接続する機器に当該取引代金を入力することにより、利用者のWAONカード等からWAON端末へのWAONの移転を行うものとし、また、このとき加盟店は、利用者に対し、当該WAON取引の代金額及び取引後のWAONの残額をレシート表記等により明示するものとし、また、
- 4.加盟店は、WAONの残額がWAON取引の代金に満たない場合は、現金等により不足分の決済を行うものとし、また、
- 5.加盟店は、WAON取引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとし、また、但し、WAON取引を行なった当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合は、利用者に対して書面をもって引き渡し時期等を通知するものとし、また、
- 6.加盟店はWAON取引において提供される商品等の代金額に相当する額(税金・送料等を含む)のみにWAONの利用を認めるものとし、過去の売掛金の精算等その他の用途にWAONの利用を認めたり、通常1回のWAON取引で処理されるべきものを複数回に分割して取引することはできないものとし、また、
- 7.加盟店は、WAON利用約款に定めがあるとき、又は当行から指示があったときを除き、WAONを換金しないものとし、また、
- 8.加盟店は有効なWAONカード等を提示した利用者に対し、WAON取引を拒絶したり、現金その他の支払手段等の利用を要求したり、又、WAON取引によらない顧客より不利な取扱を行なってはならず、平等に取り扱うものとし、また、

## 第7条(WAON取引後の取扱)

加盟店は、WAON取引に関して返品その他の事由により払い戻しを行う場合、当行所定の手続きに従って、次のいずれかの方法により利用者に対して当該WAON取引に係るWAON取引金額相当額の払い戻しを行うものとし、また、

- (1)当行の指定する情報処理センターに移転又は送信された当該WAON取引に係るWAONの移転を取消し、利用者のWAONカード等に移転又は送信された当該WAON取引金額に相当するWAONをチャージする方法
- (2)利用者に対して当該WAON取引金額を現金で払い戻す方法

## 第8条(ポイントチャージ)

- 1.加盟店は、利用者からWAONカード等の提示によりポイントチャージを求められた場合、本契約及びWAON利用約款に従い、正当かつ適法にWAON取扱店舗においてポイントチャージを行うものとし、また、

【2019年6月】

す。但し、WAON端末に当該WAONカード等が無効である旨の表示がされた場合は、ポイントチャージを行わないものとします。

2.加盟店は、ポイントチャージを行うにあたっては、WAON端末若しくはWAON端末を接続する機器に当該するポイントチャージを行うポイント数を入力することにより、利用者のWAONカード等のポイントチャージを行うものとします。このとき加盟店は、利用者に対し、ポイントチャージが行われたポイント数とポイントチャージ後のWAON残額をレシート表記等により明示するものとします。

#### 第9条(無効データの取得とWAONの偽造・変造)

- 1.加盟店はWAONブランドオーナー等が作成するWAONカード等におけるWAONシステムの利用を無効、又は一時停止する情報(「無効データ」という)を当行所定の時期及び方法により取得するものとします。
- 2.以下の場合、加盟店は、可能な限り当該WAONカード等を保管のうえ、その旨直ちに当行に通知し、当行の指示に従うものとします。この場合、加盟店は、第6条に定めるWAON取引はできないものとします。
  - (1)利用者が使用するWAONが前項の無効データに該当した場合
  - (2)利用者が使用するWAONが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合、又は、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
  - (3)利用者が提示したWAONカード等が偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合、又は、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
  - (4)その他当行が相当の事由があると判断し、加盟店に事前に通知する場合
- 3.加盟店は前2項に違反してWAON取引を行なった場合、当該売上等全額について一切の責任を負うものとします。

#### 第10条(WAONの使用中止等)

- 1.加盟店は、次のいずれかが生じた場合、当行が加盟店に予告することなくWAONシステムを使用中止又は停止等する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、加盟店は、第6条に定めるWAON取引等、WAONに係わる一切の業務ができないものとします。
  - (1)WAONカード等又はWAONが偽造又は変造されていることが判明した場合
  - (2)WAONカード等の破損又は電磁的影響その他の事由によるWAONの破壊及び消失、あるいは、故障、停電、その他の事由によりWAON端末若しくはWAONシステムの全部又は一部が使用不能の場合
  - (3)WAONシステムを管理運用するコンピュータシステムの休業日、休業時間又は保守管理その他の事由によりWAONシステムの全部又は一部を休止する場合
  - (4)その他やむを得ない事由が生じた場合
- 2.前項のWAONシステムの使用中止又は停止等により、加盟店に損害(逸失利益、機会損失を含みます)が生じた場合でも、当行は一切責を負わないものとします。

#### 第11条(WAON取引金額の確定)

加盟店と当行の間でのWAON取引金額は、加盟店がWAON端末を使用し、第14条の場合を除き、

【2019年6月】

当行の定める通信手段・手順等により、WAON 取引金額のデータを WAON 端末から当行の指定する情報処理センターへ移転させた時点で、確定するものとします。

#### 第12条(WAON取引金額の支払)

- 1.当行は、前条で確定したWAON取引金額から次条の手数料を控除した額を、原契約に基づく当行から加盟店に対する支払額に加えて、原契約に定める方法でWAON発行者に代わり加盟店に支払うものとします。
- 2.加盟店は、前項の当行に対する債権を第三者に譲渡又は担保に供してはならないものとします。

#### 第 13 条(手数料の支払い)

加盟店は、WAON取引金額に対して当行所定の料率により計算した手数料を当行に支払うものとします。

#### 第 14 条(WAON 取引金額の支払の取消し)

- 1.加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当行は当該WAON取引金額の支払の義務を負わないものとします。
  - (1)偽造、変造その他不正使用のWAON又はその疑いのある場合
  - (2)第6条、第10条に違反してWAON取引を行ったとき
  - (3)第11条に基づく移転を行わなかったとき
  - (4)加盟店から送信されたデータの正当性に疑義があると当行が認めた場合で、正当性を証明できる資料の提出等、当行の調査依頼に協力しないとき
  - (5)第3条第8項の会員との紛議が解決されないとき
  - (6)その他加盟店が本規約に違反した時
  - (7)その他、WAONブランドオーナー又はWAON発行者所定の事由に該当した時
- 2.当行が、加盟店に対し前項に該当するWAON取引金額を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、遅延なく当行の指定する方法により当行に当該代金を返還するものとします。なお、加盟店が当該代金を返還しない場合には、当行は次回以降支払となる加盟店に対する全ての支払金額から当該代金を差し引くことができるものとします。

#### 第 15 条(契約の終了)

- 1.当行及びWAONブランドオーナー又はWAON発行者は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当行及びWAONブランドオーナー又はWAON発行者の都合等により、WAONシステム及びWAONの取扱を終了することがあり、この場合、当行は加盟店に対して事前に通知することにより、本規約に基づく契約を終了させることができるものとします。本項による契約終了により、加盟店に損害(逸失利益、機会損失を含みます)が生じた場合でも、当行及びWAONブランドオーナー又はWAON発行者は一切責を負わないものとします。
- 2.理由の如何を問わず、原契約が終了した場合は、別途当行が認めた場合を除き、本規約に基づく契約は終了するものとします。
- 3.原契約に定める契約終了に関する条項は、本規約に基づく契約の終了に準用されるものとし、加盟

【2019年6月】

店が原契約に違反している場合その他加盟店が原契約に定める契約終了事由(本項による準用後の事由を含みます)に該当する場合、当行は、原契約を解除することなく、本規約に基づく契約を終了させることができるものとします。

4.加盟店が下記のいずれかに該当し、WAONブランドオーナー又はWAON発行者が当行に対し本規約に基づく加盟店の加盟を終了させるよう求めた場合、当行は、本規約に基づく加盟店の加盟を終了させることができるものとします。

(1)加盟店又は加盟店の従業員等の故意又は過失によりWAONブランドオーナー又はWAON発行者が損害を被った場合

(2)本規約に違反した場合

(3)WAONブランドオーナー又はWAON発行者との間の他の契約に加盟店が違反した場合

(4)加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合

(5)利用者からの苦情等により、WAONブランドオーナー又はWAON発行者が加盟店として適当でない判断した場合

(6)加盟店の営業内容に著しい変化があり、変化後の営業内容が公序良俗に反するとWAONブランドオーナー又はWAON発行者が判断した場合

#### 第 16 条(契約終了後の手続)

前条により本規約に基づく契約が終了した場合、加盟店はその後利用者から WAON 取引を受け入れる等一切の WAON に係わる業務をしてはならず、当行の指示に従うものとします。

#### 第 17 条(情報の提供)

1.加盟店は当行に対し、WAON取引及びWAONシステム又はWAON端末に関するセキュリティ又は利用者の利用形態の調査等に関する、情報提供等について最大限の協力をするものとし、当行、WAONブランドオーナー又はWAON発行者が合理的範囲内で係る調査結果及び情報を利用、公表すること、又は他の加盟店に必要な情報を開示できることに合意します。

2.加盟店は前項に定める他、WAONシステムの安全性の維持等当行が相当と認める場合には必要な協力を行うものとします。

#### 第 18 条(本規約の変更)

当行は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

#### 第 19 条(本規約に定めのない事項)

本規約と原契約が矛盾・抵触する場合本規約が優先されるものとし、本規約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当行からの通知に基づく取扱をするものとします。

以上

【2019年6月】